

児童虐待・DV(配偶者やパートナー、交際相手からの暴力)・性暴力をなくそう

調布市は、「子ども 夢 すこやか まちづくり」～いじめや虐待のないまち宣言～をしています

少しでも思い当たることは ありませんか？

ひとりで悩まないで
相談してください。



たたく
大声で
どなる

命令するような
口調で
ものを言う

子どもの前で
夫婦喧嘩をする

嫌がって
いるのに
体を触る

怖がらせる

問 児童虐待について/
子ども家庭支援センターすこやか ☎481-7733(子ども政策課)
DV・性暴力について/
男女共同参画推進センター ☎443-1213

すこよかのオンライン相談

自宅などからスマートフォンやパソコンからオンラインで子育ての相談ができます。妊娠、授乳、離乳食、子育てサービス、発達、保育園・幼稚園・学校のことなど、気軽にご相談ください。

☎午前9時～午後5時(第3土曜日と翌日、年末年始を除く)
面接時間/30分程度 調布市内在住の妊婦・18歳未満の子どもの保護者
☎希望日の3日前(休館日を除く)までにすこやか相談メールフォームから申し込み、またはメールで soudan@jgyodan-chofu.comへ



子ども家庭支援センターすこやか

すこやかオリジナル動画を配信

子ども家庭支援センターすこやかでは、子育てにお悩みの方に向けたオリジナル動画「母に捧げる すこロック」の動画(左のQRコードからアクセス可)や手遊び・体操・歌などの動画を配信しています。



おうちでこまっている
ことはないかな？

～なやんでいるぼく、わたしへ～

相談キッズページ開設

悩んでいる子どもに向けたホームページ「相談キッズページ」(下のQRコードからアクセス可)を開設しています。家族や家にいる人からの困りごとを分かりやすいアニメーションで掲載しています。



気軽に見てね!
友達にも教えてあげてね!

児童虐待

児童虐待は保護者による子どもの健全な成長や発達に悪影響を及ぼす行為で、法律で禁止されています。子どもたちは虐待により、発育・発達の遅れなどの身体症状や、情緒不安定・強い攻撃性などの精神症状など、深刻な影響を受けます。

身体的虐待

- たたく・殴る・蹴るなどの暴力
- たばこの火を押し当てる
- 家の外に閉め出す など

ネグレクト

- 適切な衣食住の世話をせず放置
- 病気のなかに病院を受診させない
- 乳幼児などを1人で家に残し外出するなど

心理的虐待

- 無視する、拒否的な態度をとる
- 子どもの前で配偶者に暴力をふるう
- 暴言を吐く など

性的虐待

- 子どもへの性交・性的暴力
- ポルノの被写体にする
- 性器や性交を見せる
- 子どもの胸や性器を触る など

DV(配偶者やパートナー、交際相手からの暴力)

DVは配偶者やパートナーや交際相手など親密な関係にある人たちの間で起こる暴力のことです。

身体的暴力

- たたく・殴る・蹴るなどの暴力
- 凶器を見せる
- 物を投げつける など

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 仕事に行かせない
- ギャンブルで生活費を使い込む など

性暴力

性暴力は同意のない、対等でない、強要されたなど本人が望まない性的な行為の全てです。年齢、性別にかかわらず起こり、身近な人同士や配偶者(パートナーや恋人)の間でも性暴力に該当します。

精神的暴力(モラルハラスメント)

- 侮辱する
- 大切なものを壊す
- 大事なことを全て自分が決めるなど相手を支配する
- 優しくしたり怖がらせたりして混乱させる
- 交友関係を制限する
- 行動やメールをチェックする
- 子どもを虐待する など

性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- ポルノを無理やり見せる など

DV根絶・児童虐待防止「パープル&オレンジ フクロウ展」

暴力・虐待をなくしたいという願いを込めて、パープルとオレンジ色の折り紙で飾られたフクロウのオブジェを展示します。
☎11月5日(金)～25日(木)(休館日を除く)※最終日は午後3時まで
調布文化会館たづくり1階南側エントランスロビー



パープルリボン・プロジェクトinちょうふ

近年、性暴力や性犯罪が増加し大きな社会問題となっています。今年は、性暴力や性犯罪をテーマにプロジェクトを立ち上げ、書籍展示や講座などを行います。
※詳細は男女共同参画推進センター(下のQRコードからアクセス可)参照

ブックフェア DVや性暴力に関わる書籍展示

☎11月30日(火)まで 調布男女共同参画推進センター(展示コーナー)

パネル展 デートDV・性暴力被害防止

☎11月30日(火)まで 調布総合福祉センターウィンドウ美術館

講座 子どもと若い女性へのデジタル暴力～知ろう! 自撮り被害の危険性～

もし、性暴力被害に遭ってしまったらどうすればいいのかわからない、自分を大切に(守る)方法、被害を防ぐため保護者(周りの大人)ができることなど、自撮り被害の事例を通して被害の実態と対策について専門家から学びます。

☎11月19日(土)午後2時～3時30分(1時30分開場)
調布市民プラザあくろす3階ホール
調布小保内湖雪(NPO法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス相談員、臨床心理士) ☎申し込み順30人
☎電話またはEメールで男女共同参画推進センター ☎443-1213
☎ danjiyo@w2.city.chofu.tokyo.jpへ

11月は「児童虐待防止推進月間」 11月12日(金)～25日(木)は「女性に対する暴力をなくす運動」



オレンジリボン&パープルリボンキャンペーン

● オレンジリボン
「子どもへの虐待をなくし、苦しむ子どもたちを支援しよう」という願いが込められています。
● パープルリボン
「女性に対する全ての暴力をなくしたい」という願いが込められています。

相談窓口はこちら

妊娠中の心配ごとや子育てにお悩みの方は
☎午前9時～午後5時(第3土曜日と翌日、年末年始を除く)
調布市内在住の妊婦・18歳未満の子どもの保護者
調布子ども家庭支援センターすこやか(相談専用)(国領町3-1-38
ココスエア2階) ☎481-7731
※妊娠中、乳幼児の子育て相談は健康推進課 ☎441-6100も可

「虐待かな」と思ったら
虐待をする大人には、子育ての悩みや周囲からの孤立、経済的な問題などさまざまな背景があるため、早期の支援が必要です。虐待は特別なことではなく、あなたの周りでも起こり得るものです。虐待と思われる事実を知った方は、子どもの命を最優先に、ためらわず通報してください。通報した方の秘密は法律により守られます。

通報先
すこやか虐待防止ホットライン ☎0120-087-358
(午前9時～午後5時(第3土曜日と翌日、年末年始を除く))
多摩児童相談所 ☎042-372-5600
(月～金曜日午前9時～午後5時)
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(24時間)
※子どもの命に関わると思われる場合は警察 ☎110番へ

DV・デートDVでお悩みの方は
東京ウィメンズプラザ ☎03-5467-1721
東京都女性相談センター ☎03-5261-3110
東京都女性相談センター多摩支所 ☎042-522-4232
内閣府 DV相談 ☎0120-279-889(外国語、メール、SNS相談可)
警視庁総合相談センター ☎03-3501-0110または ☎#9110
※最寄りの警察署でも相談可
東京三弁護士会多摩支部(専門法律相談) ☎042-548-1190

性暴力・性犯罪にお悩みの方は
内閣府 性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター ☎#8891
東京都ワンストップ支援センター
(性暴力救済ダイヤル NaNa) ☎03-5607-0799
警察庁 性犯罪被害相談 ☎#8103
東京三弁護士会多摩支部(専門法律相談) ☎042-548-3870
性暴力に関するSNS相談 Cure Time
詳細は性暴力に関するSNS相談 Cure Time参照

夜間・緊急の場合
警察(事件発生時) ☎110番
東京都女性相談センター(夜間休日・緊急受付) ☎03-5261-3911

調布市の相談
調布市男女共同参画推進センター 女性のための各種相談
(生き方・法律・ヘルスケア・仕事&生活サポート)
☎443-1213 男女共同参画推進センター

全国一斉
「女性の人権ホットライン」強化週間
夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの相談に応じます。
☎11月12日(金)～18日(木)
☎午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)
相談電話番号/ ☎0570-070-810(全国共通)
相談担当者/ 人権擁護委員、東京法務局職員
調布東京法務局人権擁護部第二課 ☎0570-011-000(ナビダイヤル)
(市民相談課)